



志木市 景観形成ガイドライン（別冊） —改訂版—



令和6年3月
志木市

目次

第1 景観計画に基づく届出の対象	1
第2 届出手続きの流れ	2
1 一般景観形成区域及び河川景観形成区域における手続きの流れ	2
2 景観形成重点地区における手続きの流れ	3
3 事前協議制度（景観形成重点地区では事前協議が必須です）	4
第3 届出・事前確認に必要な書類	5
1 届出に必要な書類	5
2 事前協議に必要な書類	7
第4 景観計画区域内における行為の届出等の記入例	8
1 景観計画区域内における行為の届出書（第1号様式（第2条関連））	8
2 景観形成基準配慮事項説明書（第2号様式（第2条関係））	10
3 景観形成基準配慮事項説明書（2号様式の3（事前チェックシート））	14
4 事前協議結果通知書に対する対応事項一覧表（参考様式）	15
5 届出対象行為に係る事前確認等申出書（第3号様式（第4条関係））	16
6 景観計画区域内における行為の変更届出書（第5号様式（第5条関係））	18
第5 立面図作成例	19
1 建築物の立面図作成例	19
2 屋外広告物の立面図作成例	20
第6 色彩基準	21
1 色の示し方「マンセル表色系」	21
2 色彩基準	22
3 景観形成重点地区「本町通りエリア」における色彩の特性と推奨色	27

第1 景観計画に基づく届出の対象

届出対象地区は本市の全域となり、それぞれの景観特性を踏まえ、景観形成を誘導します。

一般景観形成区域と河川景観形成区域は、景観形成の方針と建築物・工作物等を対象とした共通の景観形成基準を定め、景観形成を誘導します。

景観形成重点地区は、一般景観形成区域と河川景観形成区域に上乘せする形で、区域、景観形成の目標・方針と景観形成基準を定め、重点的に景観形成を誘導します。

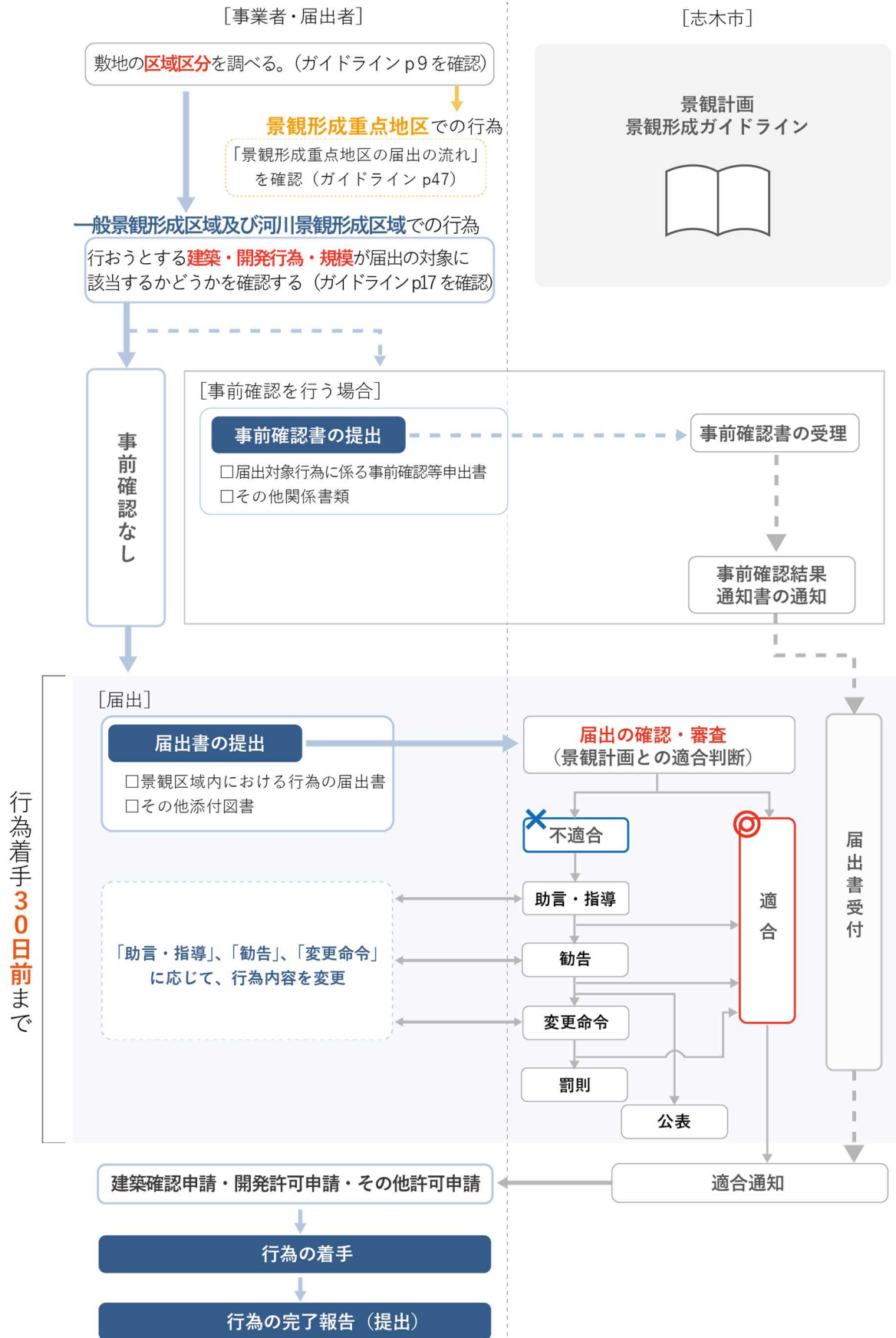
景観形成推進地区においては、一般景観形成区域の景観形成基準に準じるものとし、今後の動向や地域における景観形成の熟度に応じて、地域独自の景観形成基準の設定を検討していきます。

[届出対象地区と該当ページ(景観形成ガイドライン本編)の早見表]

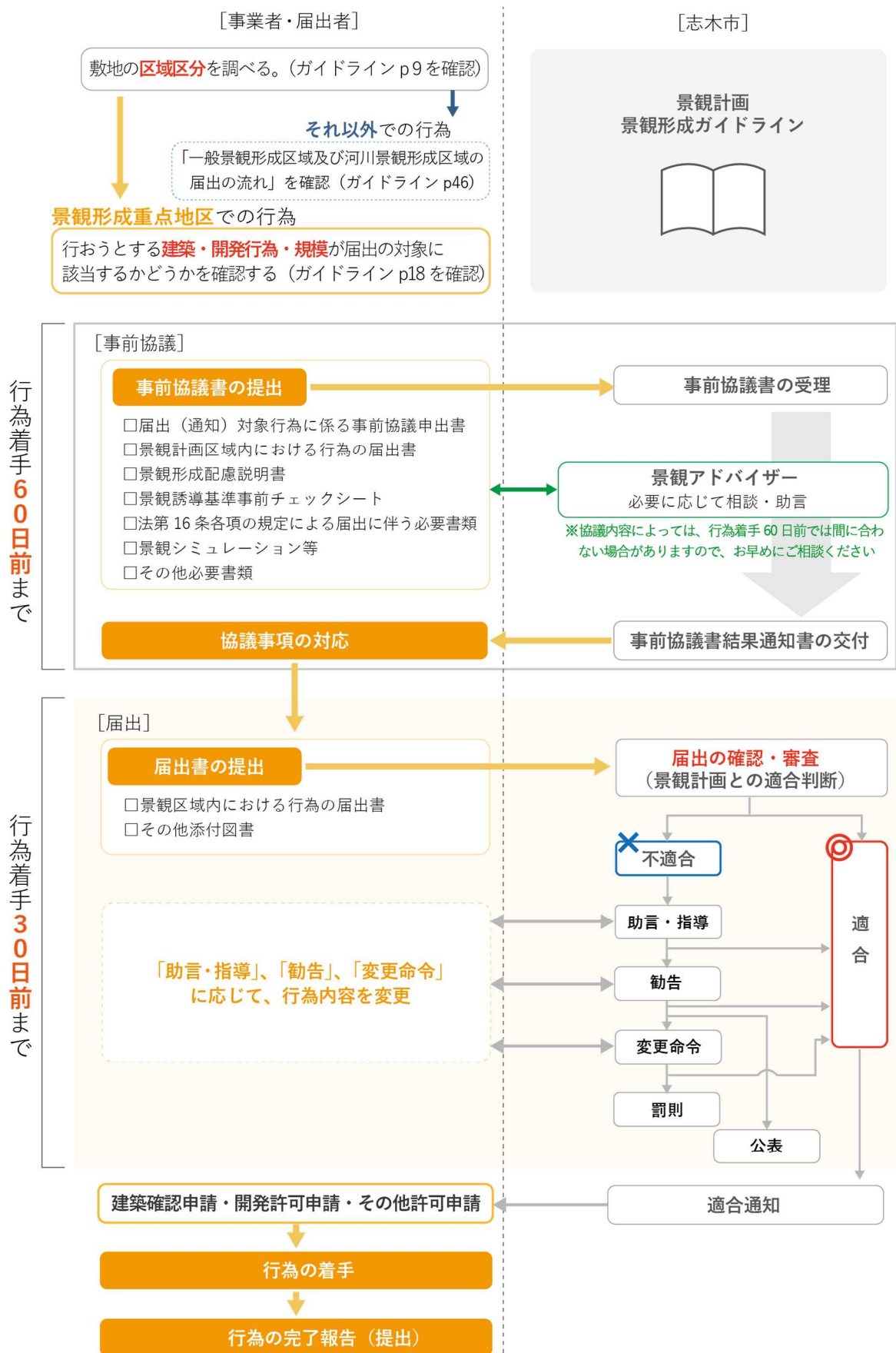
区域	特性	対象行為	一般・河川景観形成区域 景観形成基準 (景観形成誘導基準)	景観形成重点地区 景観形成基準 (景観形成誘導基準)
■一般景観形成区域				
志木景観形成ゾーン 本町、柏町、幸町、館の市街化区域	p.10	一般 (p.17)	p.19 (p.34)	—
宗岡景観形成ゾーン 上宗岡、中宗岡、下宗岡の市街化区域	p.11	一般 (p.17)	p.19 (p.34)	—
■河川景観形成区域				
新河岸川・柳瀬川景観形成ゾーン 新河岸川・柳瀬川とその河川区域の市街化調整区域	p.12	一般 (p.17)	p.19 (p.34)	—
荒川景観形成ゾーン 荒川とその河川区域の市街化調整区域	p.12	一般 (p.17)	p.19 (p.34)	—
■景観形成重点地区				
志木駅東口周辺エリア 本町5丁目の商業地域	p.13	重点 (p.18)	p.19 (p.34)	p.25 (p.38)
本町通りエリア 都市計画道路中央通停車場線とその両側25mの範囲で、本町5丁目交差点から市場坂上交差点までの間	p.14	重点 (p.18)	p.19 (p.34)	p.25 (p.38)
新河岸川・柳瀬川周辺エリア 新河岸川・柳瀬川景観形成ゾーンとその両側25m、及びいろは親水公園中洲ゾーン・市庁舎周辺の範囲	p.15	重点 (p.18)	p.19 (p.34)	p.25 (p.38)
■景観形成推進地区				
一般国道254号バイパス沿道エリア 一般国道254号バイパスとその両側50mの範囲	p.10	一般 (p.17)	p.19 (p.34)	—

第2 届出手続きの流れ

1 一般景観形成区域及び河川景観形成区域における手続きの流れ



2 景観形成重点地区における手続きの流れ



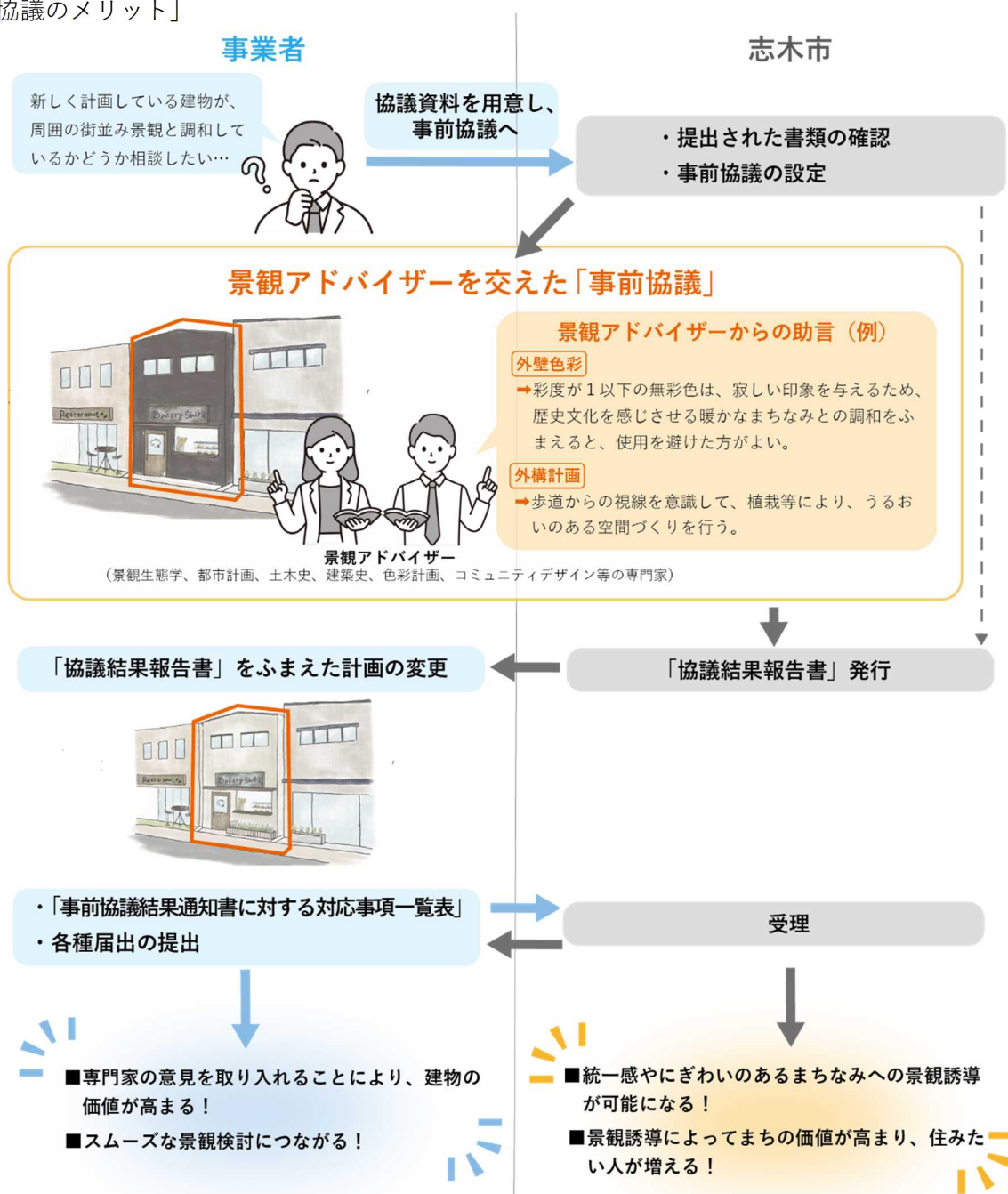
3 事前協議制度 (景観形成重点地区では事前協議が必須です)

景観形成重点地区における事前協議は、市民、事業者、行政の考え方をすり合わせながら、良好な景観形成に向けた共通の理解を醸成し、一緒に良好な景観をつくり上げていくための調整の場として重要な役割を担うものです。

事前協議は、事業計画の変更が可能である早期の協議を要するため、行為着手の60日前までに行う必要があります。事業計画の早期の段階から地域の景観に配慮することで、設計の手戻りを少なくし、スムーズな計画検討に役立ち、市民、事業者、行政のそれぞれに利点があります。

また、設計や色彩などの識見を有する「景観アドバイザー」に必要に応じて相談・助言を求めることで、良好な景観形成を誘導することができます。

[事前協議のメリット]



市民・事業者・行政で良好なまちなみを育みましょう

第3 届出・事前確認に必要な書類

I 届出に必要な書類

① 建築物／工作物

届出書とその写しを提出してください(事前確認の届出は第3号様式を提出してください)。

図書の名称	内容	不要書類
届出書【第1号様式】	届出対象行為の概要を記載したもの	
景観形成配慮説明書【第2号様式】	景観形成基準について自己診断の結果を説明したもの	※
位置図	行為を行う場所を記載したもの	※
現況周辺写真	当該敷地と周辺のまちなみがわかるように撮影されたもの(2方向以上)	※
配置図	敷地と建築物等の位置関係、外構の状況が把握できるもの	※
各面(4面以上)の立面図	建築物の各部分仕上げ彩色が把握できるもの(マンセル値及び各色の求積表を含む)	※
事前協議対応事項一覧表【参考様式】	事前協議の結果に対応した事項を記載したもの	※
その他	その他必要な書類(委任状、各階平面図等)	※

② 物件の堆積

図書の名称	内容	不要書類
届出書【第1号様式】	届出対象行為の概要を記載したもの	
景観形成配慮説明書【第2号様式】	景観形成基準について自己診断の結果を説明したもの	※
位置図	行為を行う場所を記載したもの	※
現況周辺写真	当該土地と周辺のまちなみがわかるように撮影されたもの(2方向以上)	※
配置図	当該土地と堆積物の位置関係が把握できるもの	※
各面(4面以上)の立面図	遮へい物や植栽の各部分仕上げや彩色(マンセル値表示要)が把握できるもの	※
事前協議対応事項一覧表【参考様式】	事前協議の結果に対応した事項を記載したもの	※
その他	その他必要な書類(委任状等)	※

③屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置

図書の名称	内容	不要書類
届出書【第1号様式】	届出対象行為の概要を記載したもの	
景観形成配慮説明書【第2号様式】	景観形成基準について自己診断の結果を説明したもの	※
位置図	行為を行う場所を記載したもの	※
配置図	当該土地と屋外広告物の位置関係が把握できるもの	※
各面（2面以上）の立面図	屋外広告物の仕上げや彩色（マンセル値表示要）が把握できるもの	※
事前協議対応事項一覧表 【参考様式】	事前協議の結果に対応した事項を記載したもの	※
その他	その他必要な書類（委任状等）	※

④開発行為

図書の名称	内容	不要書類
届出書【第1号様式】	届出対象行為の概要を記載したもの	
景観形成配慮説明書【第2号様式】	景観形成基準について自己診断の結果を説明したもの	※
位置図	行為を行う場所を記載したもの	※
配置図	当該土地との位置関係及び、植栽等の外構を含めた土地利用計画が把握できるもの	※
計画平面図	法面、擁壁等の構造物、計画高さ等の形状が把握できるもの	※
縦横断図	行為前後の土地形状の差異が把握できるもの	※
事前協議対応事項一覧表 【参考様式】	事前協議の結果に対応した事項を記載したもの	※
その他	その他必要な書類（委任状、全体イメージパース等）	※

※事前確認の結果、適合結果通知を受けた場合は届出時には提出不要とします。また、事前協議により、「支障なし」の結果通知を受け（意見がない場合に限る）、計画に変更のない届出対象行為についても同様に届出時は提出不要とします。

2 事前協議に必要な書類

①建築物／工作物／物件の堆積／屋外広告物の表示及び屋外広告物を

掲出する物件の設置

図書の名称	内容	要否
事前協議申出書 【第2号様式の2】	届出対象行為の概要を記載したもの	必要
届出書【第1号様式第2面】	届出対象行為の概要を記載したもの	必要
景観形成配慮説明書 【第2号様式】	景観形成基準について自己診断の結果を説明したもの	必要
景観誘導基準事前チェックシート【第2号様式の3】	景観形成について配慮する事項等を説明したもの	必要
届出対象行為に伴う書類	各届出時に必要な書類	必要
景観シミュレーション等	彩色された外観パースや写真等により周辺の景観がわかるもの	対象行為・規模により提出※
その他	その他必要な書類（委任状、各階平面図等）	必要に応じて提出

※景観シミュレーション等

建築物：敷地面積が500㎡以上又は高さが10m（都市計画法第8条第1項の第1種低層住居専用地域においては、軒の高さが7m）を超える専用住宅を除くもので、新築・増築・改築もしくは移転、又は外観のうち各立面の面積の3分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替えもしくは色彩の変更、景観計画の基準に適合していない物件の同色の塗替

工作物：高さが15mを超えるもので、新設、増築、改築もしくは移転、又は外観のうち各立面の面積の3分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替えもしくは色彩の変更、景観計画の基準に適合していない物件の同色の塗替

第4 景観計画区域内における行為の届出等の記入例

I 景観計画区域内における行為の届出書（第1号様式（第2条関連））

第1号様式（第2条関係）

景観計画区域内における行為の届出書

（第1面）

景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。
この届出書及び添付図書に記載した事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

志木市長 様

提出者 住所

電話番号

氏名

建築主の氏名を記入してください。

敷地の場所が該当する区域にレ印をつけてください。

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、電話番号、名称、代表者の氏名）

行為の場所	区域の別	<input type="checkbox"/> 一般景観形成区域（景観形成推進地区含む） （ <input type="checkbox"/> 志木景観形成ゾーン <input type="checkbox"/> 宗岡景観形成ゾーン） <input type="checkbox"/> 河川景観形成区域 （ <input type="checkbox"/> 新河岸川・柳瀬川景観形成ゾーン <input type="checkbox"/> 荒川景観形成ゾーン） <input type="checkbox"/> 景観形成重点地区 （ <input type="checkbox"/> 志木駅東口周辺エリア <input type="checkbox"/> 本町通りエリア） <input type="checkbox"/> 新河岸川・柳瀬川周辺エリア			
	地名地番	埼玉県 志木市			
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物	区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px;"> <input type="checkbox"/>修繕 <input type="checkbox"/>模様替 <input type="checkbox"/>色彩変更 </div>		
		用途	高さ	階数	階
		敷地面積	建築面積	延べ床面積	
			m	m	m ²
			m ²	m ²	m ²
	<input type="checkbox"/> 工作物	区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 10px;"> <input type="checkbox"/>修繕 <input type="checkbox"/>模様替 <input type="checkbox"/>色彩変更 </div>		
		用途	高さ	築造面積	
			m	m ²	
	<input type="checkbox"/> 物件の堆積	種類	高さ	土地の面積	
			m	m ²	
	<input type="checkbox"/> 開発行為	開発区域面積	m ²	予定建築物の用途	緑地面積
			m ²		m ²
	<input type="checkbox"/> 屋外広告物	高さ	m	表示面積	m ²
			m	m ²	

建築確認申請と同様の区分としてください。

敷地内に複数の建築物がある場合は建築物ごとに作成してください。

(第2面)

行為の種類	建築物・工作物(※彩色が施される擁壁等を含む)・物件の堆積・屋外広告物	第1立面図()	区分			割合 (%)			
			彩色が施されている部分	色 彩 (マンセル値)	色 相	明 度	彩 度	%	
								%	
			点 減	光 源	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	%		
			屋 外 廣 告 物		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	%		
			彩色が施されていない部分	素 材 名				%	
			計					100%	
			第2立面図()	区分			割合 (%)		
				彩色が施されている部分	色 彩 (マンセル値)	色 相	明 度	彩 度	%
									%
		点 減		光 源	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	%		
		屋 外 廣 告 物			<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	%		
		彩色が施されていない部分		素 材 名				%	
		計					100%		
		第3立面図()		区分			割合 (%)		
				彩色が施されている部分	色 彩 (マンセル値)	色 相	明 度	彩 度	%
									%
			点 減	光 源	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	%		
			屋 外 廣 告 物		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	%		
			彩色が施されていない部分	素 材 名				%	
計					100%				
第4立面図()	区分			割合 (%)					
	彩色が施されている部分		色 彩 (マンセル値)	色 相	明 度	彩 度	%		
							%		
	点 減	光 源	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	%				
	屋 外 廣 告 物		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	%				
	彩色が施されていない部分	素 材 名				%			
	計					100%			
	開発行為	切土・盛土 法面・擁壁等の構造物		事前確認等の結果通知が交付されている場合は、 通知年月日・番号を記入してください。					
	行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日				
	事前確認等の結果通知書	年 月 日		第	号				
事前協議の結果通知書	年 月 日		第	号					

使用している色彩の数に応じて欄の数を調整してください。

着色していない素材名を記入してください。
例：ガラス、サッシ、コンクリート、銅板等

点減光源・屋外広告物(壁面利用以外)の有無を記入してください。

事前確認等の結果通知が交付されている場合は、通知年月日・番号を記入してください。

- 備考1 該当する□内に、レ印を付すこと。
2 彩色が施されていない部分の素材名の欄には、外観となる壁面を仕上げる素材が、着色していない石、土、木、レンガ及びコンクリート等の場合にその素材名を記載すること。

2 景観形成基準配慮事項説明書（第2号様式（第2条関係））

第2号様式（第2条第3項関係）

建築敷地ごとに作成してください。

景観形成基準配慮事項説明書

(第1面)

行為の場所	区域の別	<input type="checkbox"/> 一般景観形成区域（景観形成推進地区含む） （ <input type="checkbox"/> 志木景観形成ゾーン <input type="checkbox"/> 宗岡景観形成ゾーン ） <input type="checkbox"/> 河川景観形成区域 （ <input type="checkbox"/> 新河岸川・柳瀬川景観形成ゾーン <input type="checkbox"/> 荒川景観形成ゾーン ） <input type="checkbox"/> 景観形成重点地区 （ <input type="checkbox"/> 志木駅東口周辺エリア <input type="checkbox"/> 本町通りエリア <input type="checkbox"/> 新河岸川・柳瀬川周辺エリア ）			
		地名地番	埼玉県 志木市		
行為の種類	建築物	区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転	<input type="checkbox"/> 外観の変更 （ <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩変更 ）	
			<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転		<input type="checkbox"/> 外観の変更 （ <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩変更 ）
	<input type="checkbox"/> 物件の堆積	遮へい物 <input type="checkbox"/> 植栽 <input type="checkbox"/> 鋼板 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
	<input type="checkbox"/> 開発行為				
	<input type="checkbox"/> 屋外広告物				
変更命令基準	建築物 工作物	<input type="checkbox"/> ガ及びコンクリート等の素材で仕上げる外観の部分を除く。）の面積が、当該立面の面積の合計の3分の1を超えない。※景観形成重点地区においては、合計の5分の1を超えないこと			
景観形成基準等	配 慮 事 項				
	項目の前にある□内に、適合する場合は■、適合しない場合は□、該当しない場合は☒のチェックを付すこと				
	物件の堆積について	<input type="checkbox"/> 堆積の高さが3mを超えない。 <input type="checkbox"/> 遮へい物等があり、周囲から堆積物が見えない。 <input type="checkbox"/> 遮へい物の外観の各立面につき、色彩制限基準に該当する彩色の面積が、当該立面の面積の3分の1を超えない。			
		広域景観関連	<input type="checkbox"/> 景観形成重点地区の景観形成推進地区に該当する彩色の面積が、当該立面の面積の3分の1を超えない。		
			<input type="checkbox"/> 景観形成重点地区の景観形成推進地区に該当する彩色の面積が、当該立面の面積の3分の1を超えない。		
	建築物・工作物	周辺景観関連	<input type="checkbox"/> 建築物等の外壁、敷地の外構又は屋外広告物等、その外観を構成するものは、周辺の景観と調和した素材、色彩（ライトアップする場合は光色）とした。		
			<input type="checkbox"/> 建築物等の外観は、道路などの公共空間からはもとより、高層建築物等からの眺望を意識した形態・意匠及び色彩とした。		
		<input type="checkbox"/> 建築物等の形態は、圧迫感及び威圧感が生じないように、周辺のまちなみ及び自然と調和し、景観の連続性に配慮した。			
		<input type="checkbox"/> 老朽化した管理の行き届かない建築物等は、景観を阻害するだけでなく、防犯・防災上からも好ましくないことから、日頃から適正な維持管理ができるよう配慮した。			
	建築物等のデザイン	<input type="checkbox"/> 外壁、屋根等の外観を構成するものは、色彩制限基準に該当する彩色及び点滅する光源の使用を避けた。また、多色使いやアクセント色の使用に際しては、色彩相互の調和や面積、配置等、バランスに留意した。			
<input type="checkbox"/> 屋外階段は、建築物本体と調和した外形及び色彩とした。					
<input type="checkbox"/> 屋上設備等は、外部から容易に見えないように壁面や囲い等を設け、建築物本体と調和した外形及び色彩とした。					

制限色を使用していない場合、または使用する場合でも各立面の3分の1を超えない場合は、レ印をつけてください。

配慮等をした項目にチェックをしてください。チェックの際は、志木市景観形成ガイドラインをもう一度確認しましょう。

(第2面)

配慮事項

景観形成基準等	建築物・工作物	建築物等のデザイン	<input type="checkbox"/>	敷地の境界部分は、道路などの公共空間からの眺望に配慮し、地域の景観に調和した樹木や草花の植栽に努めた。	
			<input type="checkbox"/>	マンション等のベランダ及び開放廊下は、洗濯物、屋外機等が、道路などの公共空間から容易に見えないよう配慮した。	
			<input type="checkbox"/>	物件を 規模・用途別の配慮事項にチェックがつくように、設計してください。 などの公共空間から容易に見えないよう配慮した。	
			<input type="checkbox"/>	サーチライト等は、自らの建築物等を照らすこと以外の目的で設置しない。	
		規模・用途別配慮事項	【住宅】	<input type="checkbox"/>	建築物の彩色は、色彩制限基準に該当しないもので、周辺の環境と調和するものとした。
			<input type="checkbox"/>	道路との境界部分に塀、垣根、フェンス等を設けるときは、生垣又は透過可能なフェンス及び花壇の組合せとした。	
			<input type="checkbox"/>	敷地の緑化面積は、敷地面積の5%以上とした。また、道路に面する敷地の部分には、四季折々の樹木や草花の植栽に努めた。	
			【工場・倉庫】	<input type="checkbox"/>	建築物等をできるだけ隣地から離すように計画し、道路との境界部分に樹木、草花等の植栽を配置した。
			【店舗】	<input type="checkbox"/>	建築物の彩色は、色彩制限基準に該当しないもので、周辺の環境と調和したものとした。
			<input type="checkbox"/>	道路に面する部分は、歩行者の興味をひくファサードを創るとともに、滞留することができるスペースを設置するなど、にぎわいのある店先を演出した。	
<input type="checkbox"/>	道路に面する敷地の部分には、四季折々の樹木や草花の植栽やプランター等を設置するなど、おもてなしの歩行者空間に配慮した。				
【敷地規模が3000㎡以上の大規模な建築等の行為】	<input type="checkbox"/>		周辺の景観との調和や均衡に配慮し景観形成を先導するよう計画した。		
<input type="checkbox"/>	建築物等を道路や隣地との境界部分からできるだけ離し、歩道と一体性を持たせた公共的な空間となるよう計画し、見た目の圧迫感及び威圧感の軽減に配慮した。特に、複数の建築物を建築する場合は、配棟計画を工夫するなど、通風及び採光の確保に努めた。				
<input type="checkbox"/>	敷地内に設けられる公園等は、道路などの公共空間との一体性や見た目の美しさに配慮し、接道面が広がるよう配置した。				
<input type="checkbox"/>	高度地区内の許可による特例建築物は、許可の基準により、道路と一体性を持たせた広がりのあるデザインとし、周辺の景観形成に最大の効果をもたらすものとなるよう努めた。				
配慮事項					
開発行為	一般景観形成区域	<input type="checkbox"/>	敷地内の緑地面積は10%以上とし、道路に面する敷地の部分には四季折々の樹木や草花の植栽に努めた。		
		<input type="checkbox"/>	歩行者や車窓からの見え方に配慮し、規模はできるだけ最小限に抑えた。		
屋外広告物	一般景観形成区域	<input type="checkbox"/>	屋外広告物の色彩は同区域の色彩制限基準に該当しないものとした。		
		<input type="checkbox"/>	奇抜な形態や原色に近い色彩等による広告は避け、環境をみださないように、周辺との調和を図った。		
	河川景観形成区域	<input type="checkbox"/>	周辺環境との調和に配慮し、地域ごとの輝度の数値目標を遵守し、輝度(照度)を抑えた。		
		<input type="checkbox"/>	照明光が住居内に差し込まないように、適切な光源選定を行うとともに、ネオン管等の光源の露出及び点滅を避けた。また、サーチライトやレーザー光を使用しないよう配慮した。		
<input type="checkbox"/>	河川空間からの眺望を損なわないように、掲出する高さや規模を最小限に抑えた。				
<input type="checkbox"/>	屋外広告物の色彩は同区域の色彩制限基準に該当しないものとした。				
<input type="checkbox"/>	周辺環境との調和に配慮し、地域ごとの輝度の数値目標を遵守し、輝度(照度)を抑えた。				
<input type="checkbox"/>	動植物の生育や生態系に影響があることを認識し、光源の露出及び点滅を避けた。また、サーチライトやレーザー光を使用しないよう配慮した。				

配慮事項

景観形成重点地区	
【志木駅東口周辺エリア】	
配置	<input type="checkbox"/> 道路・駅前・ロータリーなどの公共空間に隣接する建築物は、公共空間側にオープンスペースを設けるなど、 該当するエリア別の配慮事項にチェックがつくように設計してください。 まちなみの連続性に配慮しつつ、ベンチなどの人が滞留できる機能を備えたスペースを設けるなど、快適な歩行者空間を確保できる配置とした。
	<input type="checkbox"/> 商業地・商店街では、まちなみの連続性に配慮し、店舗としての連続性に配慮した。
高さ・規模	<input type="checkbox"/> 建築物の高さは、道路などの公共空間からの見え方に配慮し、周辺のまちなみのスカイラインとの調和を図った。
	<input type="checkbox"/> 中高層の建築物の場合、低層住宅との調和に配慮し、圧迫感の軽減に配慮した。
形態・意匠・色彩	<input type="checkbox"/> 形態・意匠は、建築物単体のバランスだけでなく、周辺建築物等との調和を図った。
	<input type="checkbox"/> 商業地又は商店街では、まちなみの連続性、店舗としての連続性に配慮した。
	<input type="checkbox"/> 商業地又は商店街では、まちなみやにぎわいが連続するよう配慮した。また、店舗・事務所にあつては、 使用する色彩の明度差は4.0以内に収まっていますか？ の形態・意匠に努めた。
外構等・緑化・付帯施設	<input type="checkbox"/> 外壁や屋根などは、色彩制限基準に該当する色彩及び点滅する光源の使用を避け、多色使い又はアクセント色の使用に際しては、色彩相互の調和やバランス等に配慮した。
	<input type="checkbox"/> 外構計画は、隣接する敷地や道路など、周辺との調和を図った色調や素材とした。
	<input type="checkbox"/> 道路沿いにオープンスペースを確保し、道路などの公共空間や隣接するオープンスペースとの連続性に配慮し、まちなみと調和した一体的な空間とした。
	<input type="checkbox"/> 敷地内は、道路に面する部分の緑化を図り、沿道の緑との連続性を確保した。
	<input type="checkbox"/> 建築物に付属する施設や設置物等については、道路などの公共空間からの見え方に配慮するとともに、建築物との調和に配慮した。
	<input type="checkbox"/> 建築物に付属する駐車場や自動販売機、空調室外機、ごみ置き場などの設置物は、通りから直接見えにくい構造とした。やむを得ない場合には、植樹・植栽の実施、ルーバー・柵等の設置、色彩による修景に配慮した。
その他	<input type="checkbox"/> 周辺のまちなみと連続するように外構等が工夫されていますか？ 商業地又は商店街では、1階部分を事務所・店舗等とする場合は、夜間景観にも配慮し、過度な明るさや点滅する光源は控えた。
【本町通りエリア】	
配置	<input type="checkbox"/> 建築物の壁面の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、沿道のまちなみに配慮した。
	<input type="checkbox"/> 敷地内や周辺に歴史的な遺構や建造物などがある場合は、これを活かした配置とした。
	<input type="checkbox"/> 建築物の配置は、道路側にオープンスペースや植栽などを設け、道路への圧迫感を軽減に努めた。
高さ・規模	<input type="checkbox"/> ベンチなどの人が滞留できる機能を備えたスペースを設けるなど、にぎわいとうるおいのあるまちなみを演出し、快適な歩行者空間を確保できる配置にした。
	<input type="checkbox"/> 建築物の高さは、道路などの公共空間からの見え方に配慮し、周辺のまちなみのスカイラインとの調和を図った。
	<input type="checkbox"/> 中高層の建築物の場合、低層住宅との調和に配慮し、圧迫感の軽減に努めた。
<input type="checkbox"/> 低層住宅では、周辺との調和に配慮するとともに、圧迫感の軽減に努めた。	

景観形成基準等

建築物・工作物・屋外広告物

配慮事項

景観形成基準等	建築物・工作物・屋外広告物	【本町通りエリア】	
		形態・意匠・色彩	<input type="checkbox"/> 建築物全体及び隣接する建築物等との形態のバランスを検討し、歴史的建造物としてふさわしい落ち着いた意匠とした。特に、低層部の外壁の素材や意匠については、周辺の歴史的なまちなみと調和するよう配慮した。 <input type="checkbox"/> 外壁や屋根の色彩は、低・中彩度の範囲内を原則として、落ち着いたある雰囲気となるよう、周辺との調和に配慮し、強い色調はアクセントとして用いるに留めた。
		外構等・緑化・付帯施設	<input type="checkbox"/> 外構計画は、隣接する敷地や道路など、周辺との調和を図った色調や素材とした。道路沿いにオープンスペースを確保し、道路などの公共空間や隣接するオープンスペースとの連続性に配慮し、まちなみと調和した一体的な空間とした。 <input type="checkbox"/> 敷地内は、道路に面する部分の緑化を図り、沿道の緑との連続性を確保した。 <input type="checkbox"/> 緑化にあたっては、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫し、樹種選定は、一年を通して四季の変化を感じられる緑、生き物との共存などを総合的に考慮した。 <input type="checkbox"/> 建築物に付属する施設や設置物等については、道路などの公共空間からの見え方に配慮するとともに、建築物との調和に配慮した。 <input type="checkbox"/> 建築物に付属する駐車場や自動販売機、室外機、ごみ置き場等の設置物は、通りから直接見えにくい構造とした。やむを得ない場合には、植樹・植栽の実施、ルーバー・柵等の設置、色彩による修景に配慮した。
		その他	<input type="checkbox"/> 住宅地及びその周辺では、夜間景観にも配慮し、過度な明るさや点滅する光源や色の变化などは控えた。
		【新河岸川・柳瀬川周辺エリア】	
		配置	<input type="checkbox"/> 建築物の壁面の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、沿道のまちなみに配慮した。 <input type="checkbox"/> 敷地内や周辺に歴史的な遺産や残すべき自然がある場合は、これらを活かした配置とした。 <input type="checkbox"/> 敷地が水域に接する場合は、水域側にオープンスペースを設け、圧迫感の軽減に努めた。 <input type="checkbox"/> 建築物は、道路境界線から壁面をできる限り後退させるなど、河川空間への圧迫感を軽減するように配慮した。
		高さ・規模	<input type="checkbox"/> 河川沿いの歩道からの眺めが保存されるよう、まちなみのスカイラインとの調和を図るなど、著しく突出した高さの建築物とならないよう計画した。 <input type="checkbox"/> 河川の水上、対岸、橋梁等の眺望点（河川敷、広場等）からの眺望に配慮した。
		形態・意匠・色彩	<input type="checkbox"/> 河川空間が無機質、単調なものとならないよう、歩行者からの見え方に配慮した建築物の壁面等のデザインを工夫した。 <input type="checkbox"/> 建築物の外壁は、河川に面して長大な壁面を避けるなど、圧迫感の軽減を図った。 <input type="checkbox"/> ベランダ・バルコニーや設備などは、建築物との調和を図るとともに、河川空間からの見え方についても配慮した。 <input type="checkbox"/> 外壁や屋根の色彩は、無彩色を避け、河川空間の自然との調和に配慮した。
		外構等・緑化・付帯施設	<input type="checkbox"/> 外構計画は、隣接する敷地や道路など、周辺との調和を図った色調や素材とした。 <input type="checkbox"/> 隣接する敷地との連続性を確保し、河川空間の確保に努めた。 <input type="checkbox"/> 敷地と水域の境界部に設置する塀や柵は、できる限り開放性のある見通しの良いものとし、河川沿いの通り等の圧迫感の軽減を図った。 <input type="checkbox"/> 建築物に付属する施設や設置物等については、河川沿いからの見え方に配慮した配置とするとともに、建築物との調和に配慮した。 <input type="checkbox"/> 建築物に付属する駐車場や自動販売機、空調室外機、ごみ置き場等の設置物は、河川沿いから直接見えにくい構造とした。やむを得ない場合には、植樹・植栽の実施、ルーバー・柵等の設置、色彩による修景に配慮した。

まちなみと調和する暖かみのある色彩を使用していますか？

周辺の自然を生かした配置になっていますか？

自然景観に配慮した色使いになっていますか？

3 景観形成基準配慮事項説明書 (2号様式の3 (事前チェックシート))

該当するエリアのチェックシートを使用してください。

第2号様式の3 (第3条の3条関係)

【景観形成重点地区：志木駅東口周辺エリア景観誘導基準の事前チェックシート 1/3】

景観形成の方針	1. 活気・にぎわいを感じることでできるまちなみを創出する。 2. みどりとゆとりを感じることができ景観を創出する。 3. 楽しく、歩きたくなくなるまちなみの形成を図る。
---------	---

本エリアは、志木駅前から続く中央通停車場線の沿道に多くの店舗が立地し、志木市民だけではなく、市外からの人が集まるエリアです。そのため、活気やにぎわいを感じる雰囲気を活かしながら、まちなみの連続性や看板等の見え方や色彩等に留意するとともに、オープンスペースにベンチやプランター等を設置し、緑とゆうおいを感じられ、楽しく歩きたくなくなる空間を創出していきます。

項目	自己診断		工夫や配慮を求める基準	市審査 適否	景観形 成方針 番号
	適	不適 非該当			
1. 建築物・工作物	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○1 にぎわいの連続性を創出するために引き込み	<input type="checkbox"/>	1. 2. 3
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○2 道路の角地に位置する敷地において建築物を建築する場合は、できる限り建築物の配置や壁面を角地から後退させるか、建築物の壁面に入隅を設ける等、角地のゆとりに配慮した。	<input type="checkbox"/>	1. 2
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○3 道路などの公共空間からの見え方に配慮した配置計画とした。	<input type="checkbox"/>	1. 3
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○4 外壁や屋根は、色彩基準値内の色彩を使用し、かつ、周辺とまちなみの調和がとれた色彩を特に選定した。	<input type="checkbox"/>	1. 3
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○5 老朽化した管理の行き届いていない建築物とならないよう日頃から適切な維持管理ができる工夫をした。	<input type="checkbox"/>	1
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○6 全体としてゆとりと潤いを形成するために植栽等を工夫した。また、周辺環境となじみ、適切な維持管理ができる植種を選定した。	<input type="checkbox"/>	2. 3
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○7 店舗・事務所にあつては店先にプランター等を設けるなど、緑の連続の創出に努めた。	<input type="checkbox"/>	2. 3
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○8 周辺からみたとときに雑然とした印象をあたえないよう屋上美化に努めた。	<input type="checkbox"/>	2
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○9 店舗等は通りに面する窓面を大きくとり、ショーウィンドウや屋内を開放的に見せるよう工夫した。	<input type="checkbox"/>	1. 3
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○10 金属やハーフミラーなど、光を強く反射する材料を外壁に均一に使用していない。	<input type="checkbox"/>	1
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○11 建築材料は、汚れが目立ちにくく、色あせの少ないものを使用するよう努めた。	<input type="checkbox"/>	1
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○12 アンテナ類は景観に配慮しつつ、可能な限り共有化を図った。また、可能な限り電線類の地中化に取り組んだ。	<input type="checkbox"/>	2. 3

ガイドラインを参照し、エリアごとの景観形成方針に配慮した設計を行ってください。

4 事前協議結果通知書に対する対応事項一覧表(参考様式)

事前協議結果通知書に対する対応事項一覧表

<input type="checkbox"/> 事前協議の結果通知書		年 月 日 第 号
配 慮 事 項		
意 見 No. 1	<input type="checkbox"/>	対応した事項はレ印をつけ、 配慮事項欄に具体的な配慮事項を記載してください。
意 見 No. 2	<input type="checkbox"/>	
意 見 No. 3	<input type="checkbox"/>	
意 見 No. 4	<input type="checkbox"/>	対応できなかった事項はレ印をつけず、 配慮事項欄にその理由を記載してください。
意 見 No. 5	<input type="checkbox"/>	
意 見 No. 6	<input type="checkbox"/>	
意 見 No. 7	<input type="checkbox"/>	
意 見 No. 8	<input type="checkbox"/>	
意 見 No. 9	<input type="checkbox"/>	
意 見 No. 10	<input type="checkbox"/>	

備考 意見書の対応事項について口内に、レ印を付し、配慮事項を記載すること
また、対応できなかった事項については口内に、レ印は付さず、理由を配慮事項欄に記載すること

5 届出対象行為に係る事前確認等申出書(第3号様式(第4条関係))

第3号様式(第4条関係)

正副1部ずつ用意してください。

届出対象行為に係る事前確認等申出書

(第1面)

志木市景観条例第5条第1項の規定により、景観法第16条第1項の規定による届出の内容について、次のとおり適合性の確認を求めます。

年 月 日

志木市長 様

提出者 住所

氏名

法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、電話番号、名称(代表者の氏名)

敷地の場所が該当する区域にレ印をつけてください。

行為の場所

区域の別

一般景観形成区域(景観形成推進地区含む)
 志木景観形成ゾーン 宗岡景観形成ゾーン
 河川景観形成区域
 新河岸川・柳瀬川景観形成ゾーン 荒川景観形成ゾーン
 景観形成重点地区
 志木駅東口周辺エリア 本町通りエリア
 新河岸川・柳瀬川周辺エリア

地名地番 埼玉県 志木市

重点地区に該当する場合は、該当のエリアにレ印をつけてください。

行為の種類

建築物

区分 新築 増築 改築 移転 外観の変更 修繕 模様替 色彩変更

用途 高さ 階数

敷地面積 m² 建築面積 m² 延べ床面積 m²

建築確認申請と同様の区分としてください。

工作物

区分 新設 増築 改築 移転 外観の変更 修繕 模様替 色彩変更

用途 高さ 築造面積 m²

物件の堆積

種類 高さ 土地の面積 m²

開発行為

開発区域面積 m² 予定建築物の用途 緑地面積 m²

屋外広告物

高さ 表示面積 m²

敷地内に複数の建築物がある場合は建築物ごとに作成してください。

(第2面)

行為の種類 建築物・工作物(※彩色が施される擁壁等を含む)・物件の堆積・屋外広告物	第1立面図()	区 分		割合 (%)			
		彩色が施されている部分	色 彩 (マンセル値)	色 相	明 度	彩 度	%
							%
							%
		点 減 光 源		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	%	
		屋 外 広 告 物		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	%	
		彩色が施されていない部分	素 材 名				%
	計						100%
	第2立面図()	区 分		割合 (%)			
		彩色が施されている部分	色 彩 (マンセル値)	色 相	明 度	彩 度	%
							%
							%
		点 減 光 源		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	%	
		屋 外 広 告 物		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	%	
		彩色が施されていない部分	素 材 名				%
	計						100%
	第3立面図()	区 分		割合 (%)			
		彩色が施されている部分	色 彩 (マンセル値)	色 相	明 度	彩 度	%
							%
							%
点 減 光 源		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	%			
屋 外 広 告 物		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	%			
彩色が施されていない部分		素 材 名				%	
計						100%	
第4立面図()	区 分		割合 (%)				
	彩色が施されている部分	色 彩 (マンセル値)	色 相	明 度	彩 度	%	
						%	
						%	
	点 減 光 源		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	%		
	屋 外 広 告 物		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	%		
	彩色が施されていない部分	素 材 名				%	
計						100%	
開発行為	切土 法面	事前協議の結果通知が交付されている場合は、 通知年月日・番号を記入してください。			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	%	
行為の期間	着手予定日	年	月	日	完了予定日	年 月 日	
事前協議の結果通知書		年 月 日		第		号	

備考1 該当する□内に、レ印を付すこと。

2 彩色が施されていない部分の素材名の欄には、外観となる壁面を仕上げる素材が、着色していない石、土、木、レンガ及びコンクリート等の場合にその素材名を記載すること。

6 景観計画区域内における行為の変更届出書（第5号様式（第5条関係））

第5号様式（第5条関係）

正副1部ずつ用意してください。

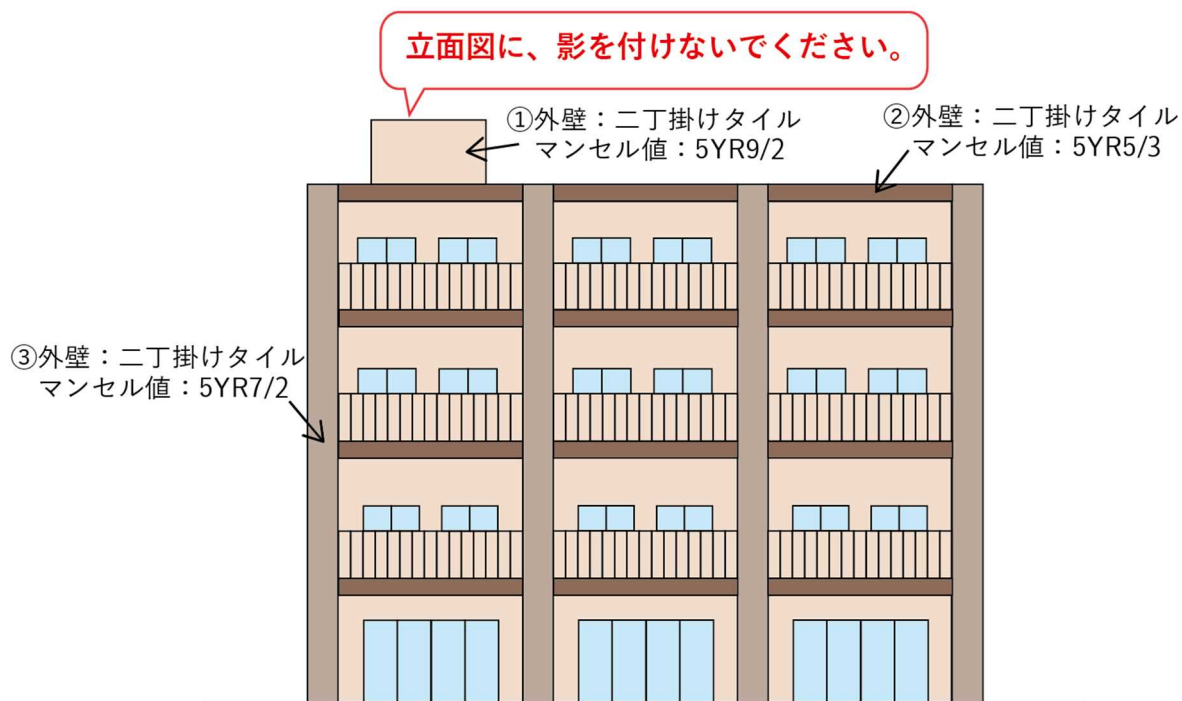
景観計画区域内における行為の変更届出書

景観法第16条第2項の規定により、次のとおり届出ます。 この届出書及び添付図書に記載の事項は、変更ありません。		行為の届出後に色彩や形状などの計画を変更する場合は、 原則として新たな計画の変更届出が必要です。 この場合、当該行為については、届出後30日の行為着手 の制限が再度適用されます。
志木市長 様		年 月 日
提出者 住 所		
電話番号		
氏 名		
建築主の氏名を記入してください。		
届出書（副本）の受付日、番号を 記入してください。		〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、電話番号、名 称、代表者の氏名 〕
景観計画区域内 における行為の 届出書受付番号		年 月 日 第 号
行為の場所	敷地の場所が該当する区域に レ印をつけてください。	<input type="checkbox"/> 一般景観形成区域（景観形成推進地区含む） （ <input type="checkbox"/> 志木景観形成ゾーン <input type="checkbox"/> 宗岡景観形成ゾーン） <input type="checkbox"/> 河川景観形成区域 （ <input type="checkbox"/> 新河岸川・柳瀬川景観形成ゾーン <input type="checkbox"/> 荒川景観形成ゾーン） <input type="checkbox"/> 景観形成重点地区 〔 <input type="checkbox"/> 志木駅東口周辺エリア <input type="checkbox"/> 本町通りエリア <input type="checkbox"/> 新河岸川・柳瀬川周辺エリア 〕
	重点地区に該当する場合は、該当のエリア にレ印をつけてください。	
	地名地番	埼玉県 志木市
設計又は施行 方法の変更内容	変 更 前	変 更 後
	変更した箇所がわかるように、 変更前後を対照して記入してください。	
変 更 理 由		

備考 該当する項目の前にある□内に、レ印を付すこと。

第5 立面図作成例

1 建築物の立面図作成例



立面図は、着色し、仕上げ方法（材質）、色彩（マンセル値）を明記してください。
発色が正確でない場合は、色見本を添付してください。

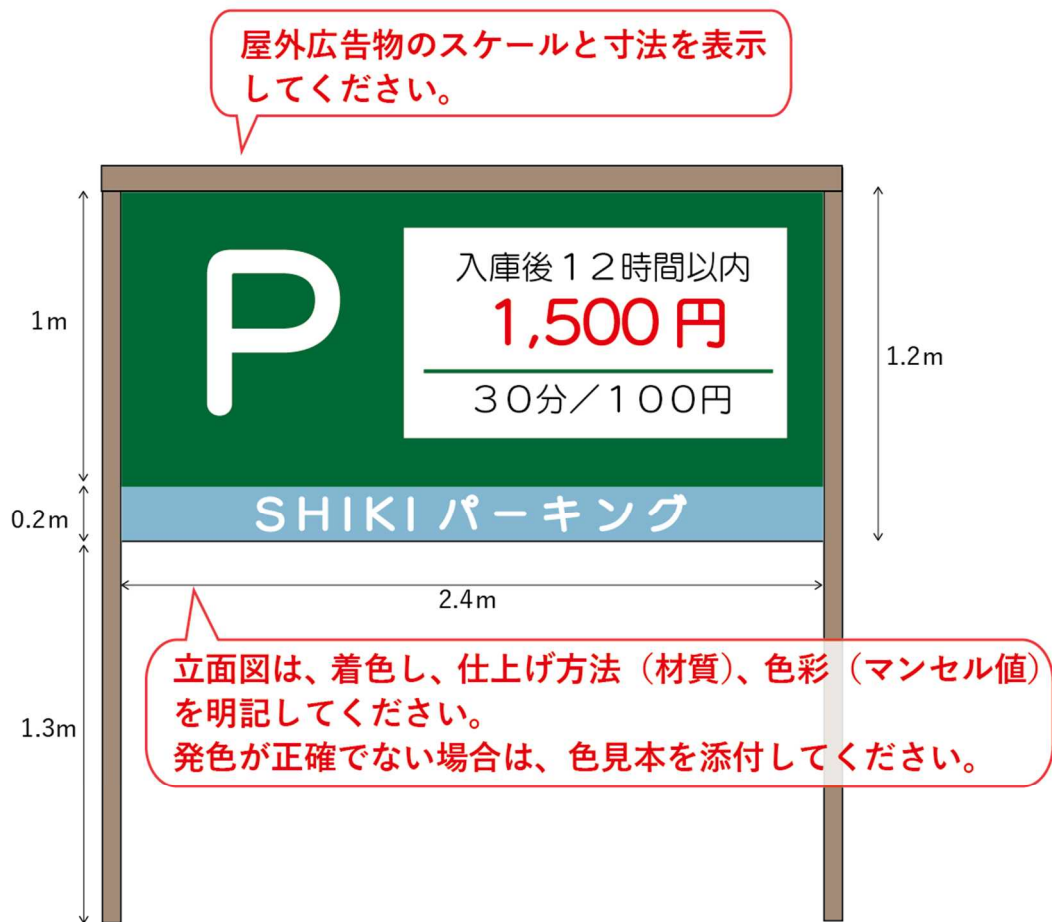
[凡例]

種別	マンセル値	面積	割合
外壁①	5YR9/2	〇〇㎡	〇〇%
外壁②	5YR5/3	〇〇㎡	〇〇%
外壁③	5YR7/2	〇〇㎡	〇〇%
彩色が施されていない部分 (ガラス等)	—	〇〇㎡	〇〇%
見付け面積合計	—	〇〇㎡	100%

各部分の面積 / 全体面積 × 100
= 届出書（第2面）の割合（%）となるように
面積を記載してください。

※玄関ドア、化粧柱、屋外階段等についても、彩色をする場合には各部分の面積を記載してください。

2 屋外広告物の立面図作成例



記号	地色のマンセル値	面積	割合
色彩①	10GY/4/7	〇〇㎡	〇〇%
色彩②	N9.5	〇〇㎡	〇〇%
色彩③	10GB/7/6	〇〇㎡	〇〇%
面積合計	—	〇〇㎡	100%

第6 色彩基準

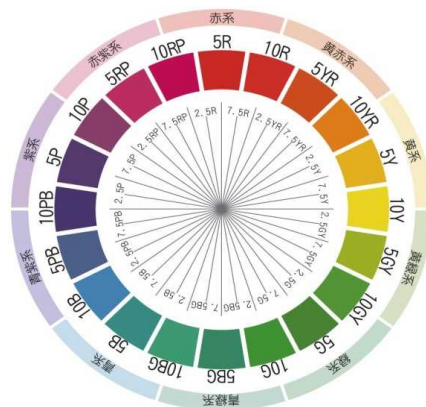
1 色の示し方「マンセル表色系」

さまざまな色を客観的に正確に表すには、色のものさしが必要です。「マンセル表色系」は、日本産業規格 (JIS) にも規定され、多くの国で採用されている色の尺度で、一つの色を「色相 (いろあい)」、「明度 (あかるさ)」、「彩度 (あざやかさ)」という3つの属性によって表現するものです。

① 色相 (いろあい)

色相とは、その色が「赤である」、「青である」など、色の種類を示すものです。

色相には、赤 (R)、黄赤 (YR)、黄 (Y)、黄緑 (GY)、緑 (G)、青緑 (BG)、青 (B)、青紫 (PB)、紫 (P)、赤紫 (RP) の10種類があり、それぞれ5を中心とした1から10までの数値をつけて表示します。
(例: 「5YR」、「10Y」など)

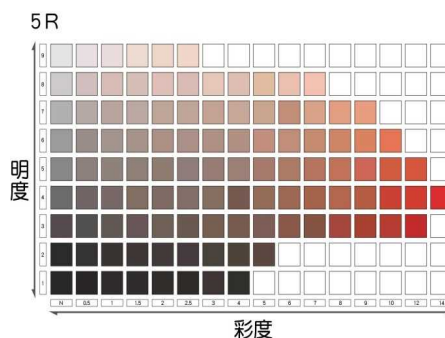


色相 (マンセル色相環)

② 明度 (あかるさ)

明度とは、色の明るさを示すものです。赤でも明るい (淡い) 赤色や、深紅のような暗い (深い) 赤など、明度により色が変わります。

明度は0から10までの数値で表し、10に近い数値ほど明るい色を示します。



「5R」の明度と彩度の例

③ 彩度 (あざやかさ)

彩度とは、色のあざやかさを表すものです。彩度の低い赤は茶色であり、彩度が高くなるにつれて、あざやかさのある赤となります。

彩度は、0から14程度までの数値で表し、大きな数値ほど原色に近い鮮やかな色となります。また、彩度が0を無彩色 (黒～灰色～白) といいます。

[マンセル表色系の表示記号の読み方]



2 色彩基準

①志木景観形成ゾーン、宗岡景観形成ゾーン

【区域の特徴】

- ◇商業地、住宅地、工業地等の都市景観を形成
- ◇建築物等の外観の色彩は大多数がYR(黄赤系)等の暖色系

【基準の内容】

- ◇建築物の外観としてあまり使用されない彩度の高い鮮やかな色彩を制限
- ◇具体的にはYR(黄赤系)など暖色系の色相は彩度6、B(青系)を中心とした寒色系や建築物にあまり使用されないP(紫系)などの色相は彩度2、その他は彩度4を超える鮮やかな色彩を制限

【制限される色彩】

色相	明度	彩度
7.5R から 7.5Y	—	6 を超える
7.5RP から 7.5R (7.5R は含まない) 7.5Y から 7.5GY (7.5Y は含まない)	—	4 を超える
7.5GY から 7.5RP (7.5GY 及び 7.5RP は含まない)	—	2 を超える

※アクセント色として、壁または屋根の各面(透明なガラス面を除く)、屋外広告物の 1/10 以下で上記基準以外の色を使用することができる。

●新河岸川・柳瀬川景観形成ゾーン、荒川景観形成ゾーン

【区域の特徴】

- ◇水田、畑等の農業景観を形成
- ◇広がりのある青い空や水田や畑の明るい緑

【基準の内容】

- ◇田園の景観と調和しない彩度の高い鮮やかな色彩と明度の低い暗く濃い色彩を制限
- ◇具体的には、B(青系)を中心とした寒色系や建築物にあまり使用されないP(紫系)などの色相は彩度2、その他は彩度4、さらに全ての色相で明度2以下の暗く濃い色彩を制限

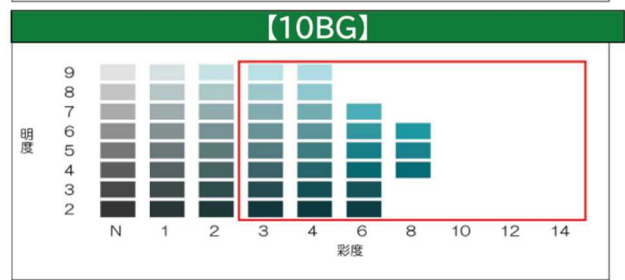
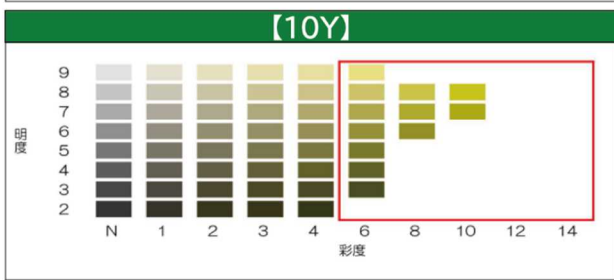
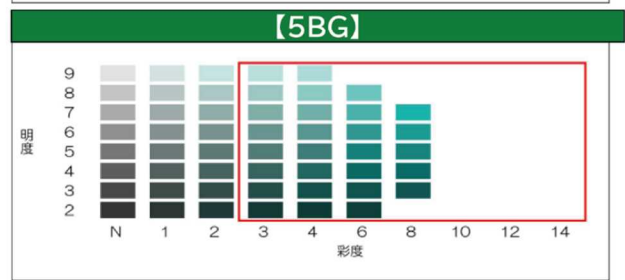
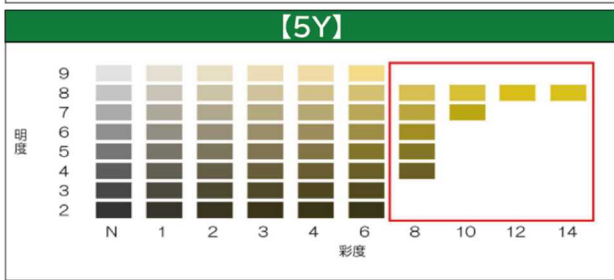
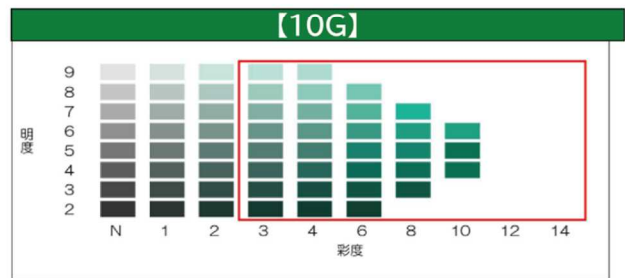
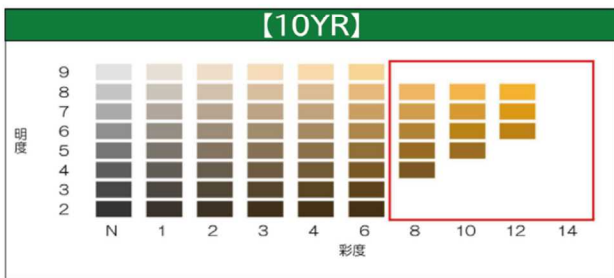
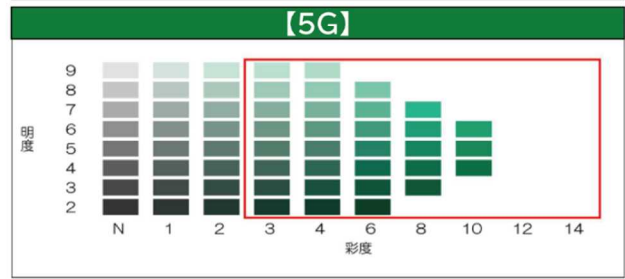
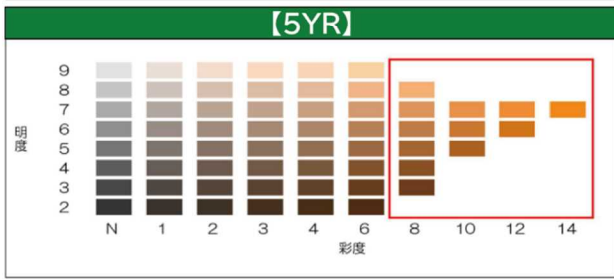
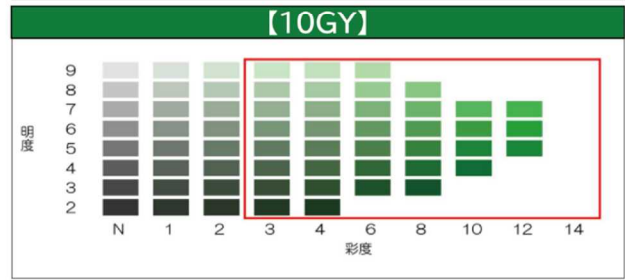
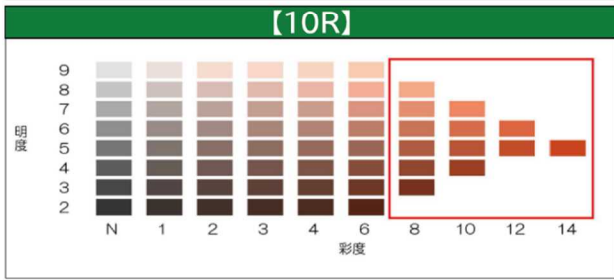
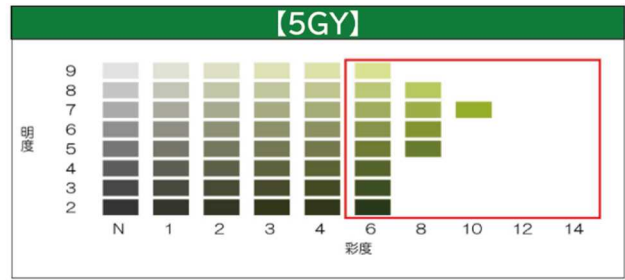
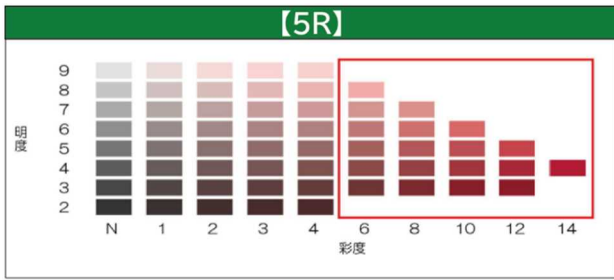
【制限される色彩】

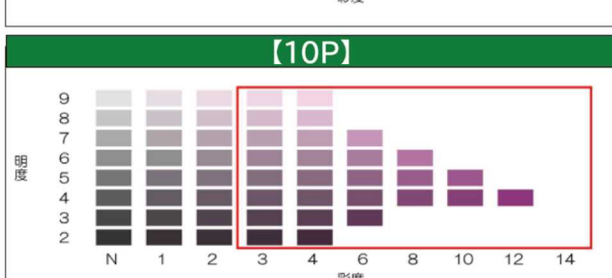
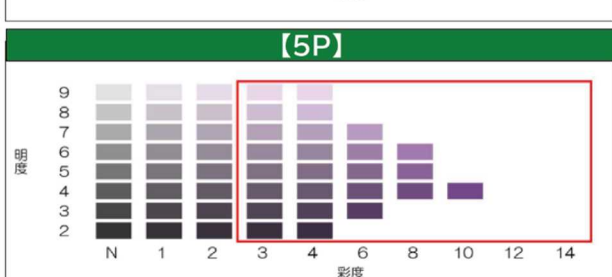
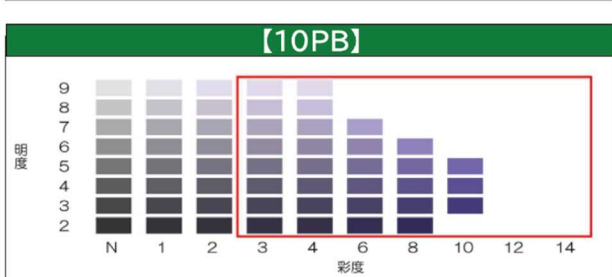
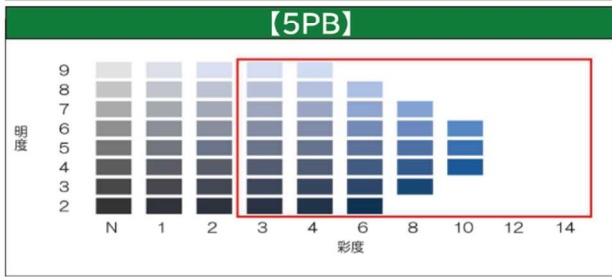
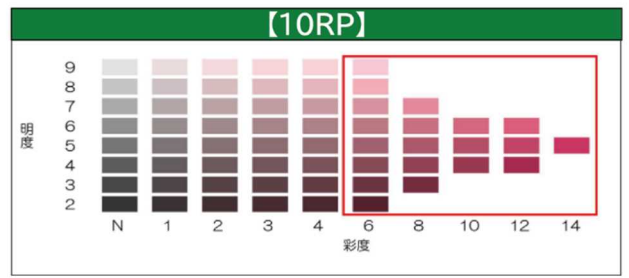
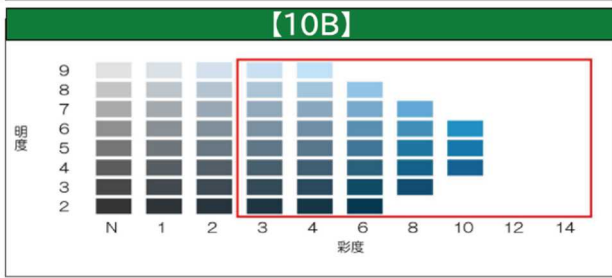
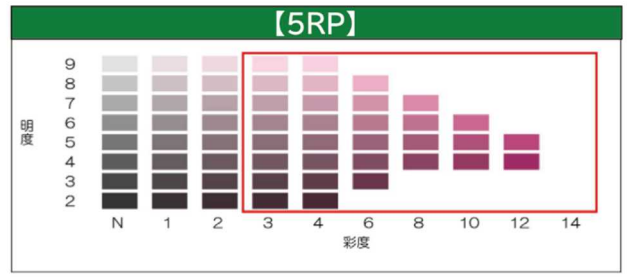
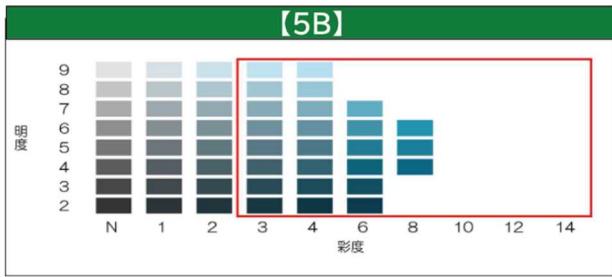
色相	明度	彩度
7.5R から 7.5Y	2 を超える	4 を超える
	2 以下	—
7.5RP から 7.5R (7.5R は含まない) 7.5Y から 7.5GY (7.5Y は含まない)	2 を超える	4 を超える
	2 以下	—
7.5GY から 7.5RP (7.5GY 及び 7.5RP は含まない)	2 を超える	2 を超える
	2 以下	—
N	2 以下	—

※アクセント色として、壁または屋根の各面(透明なガラス面を除く)、屋外広告物の 1/10 以下で上記基準以外の色を使用することができる。


○代表的な色相別の制限基準(その1): 志木景観形成ゾーン、宗岡景観形成ゾーン

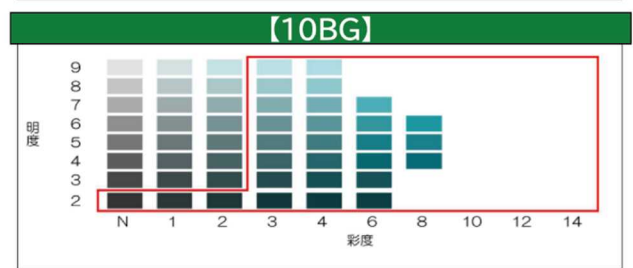
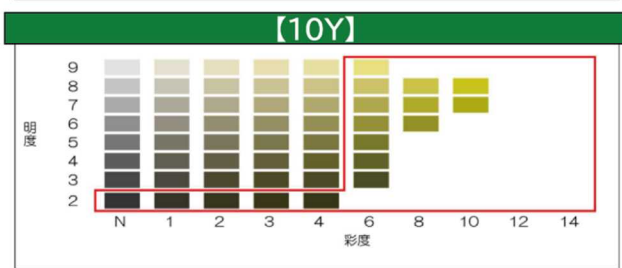
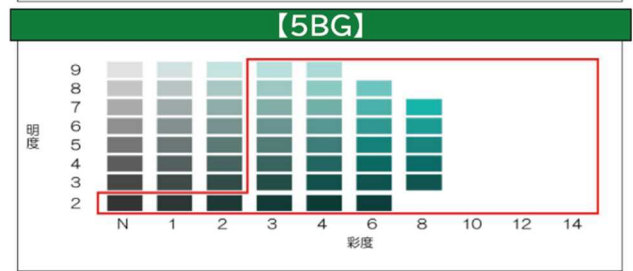
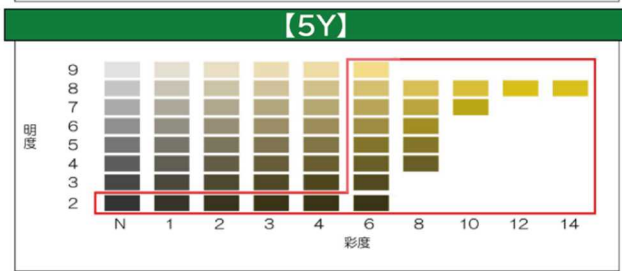
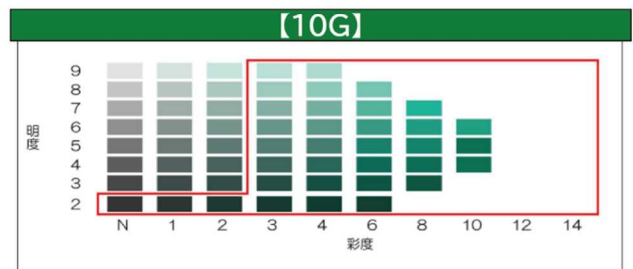
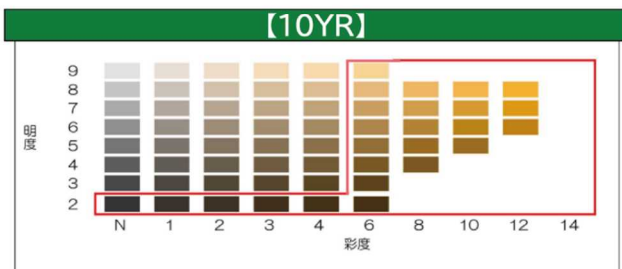
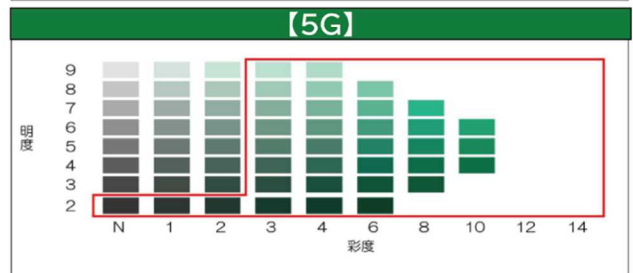
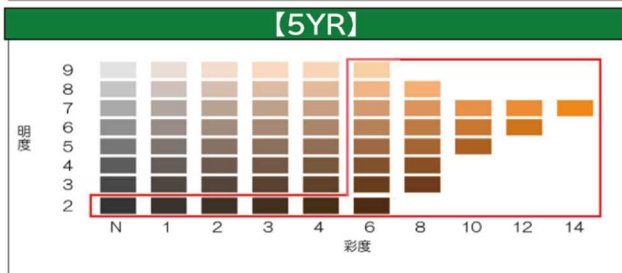
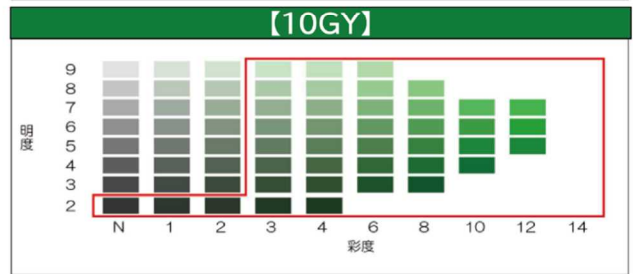
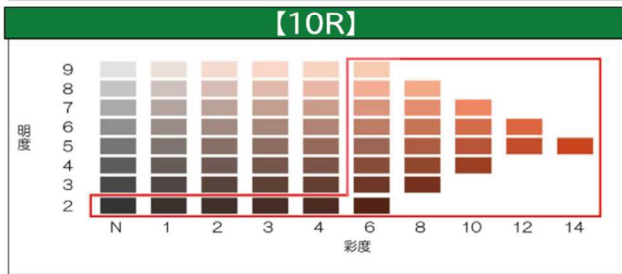
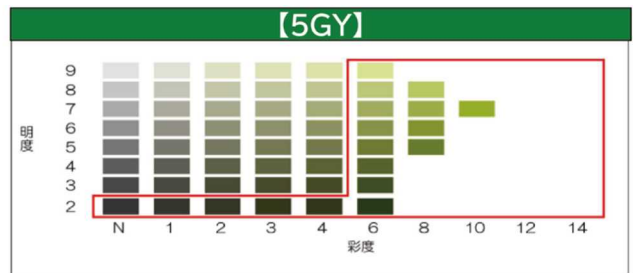
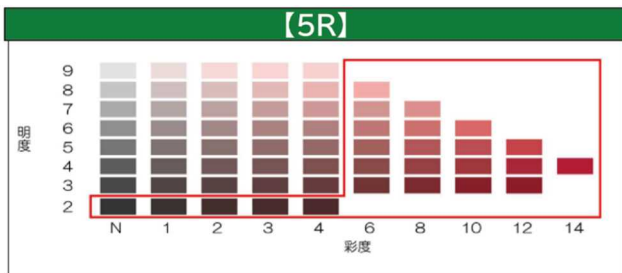
使用できない範囲

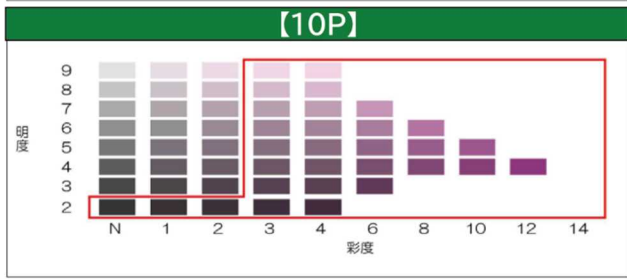
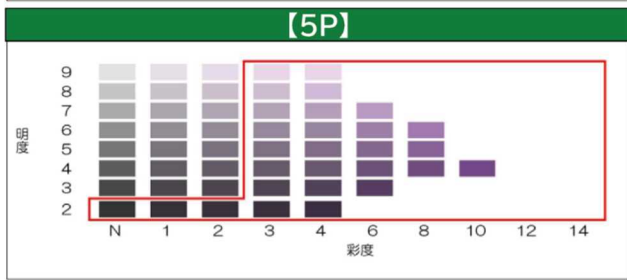
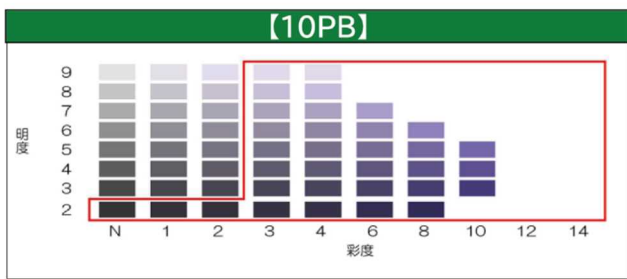
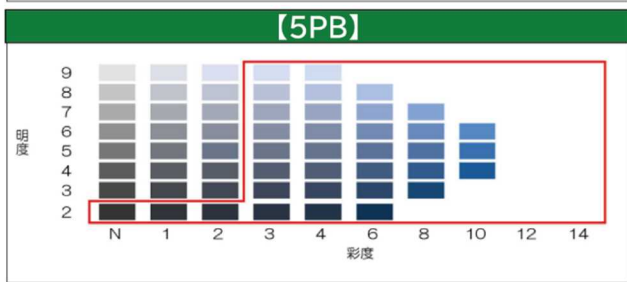
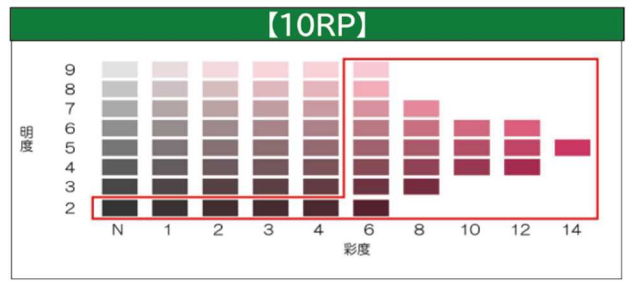
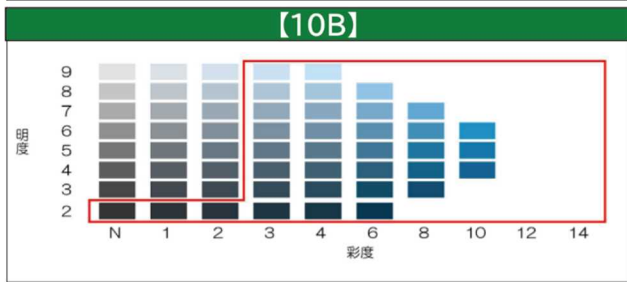
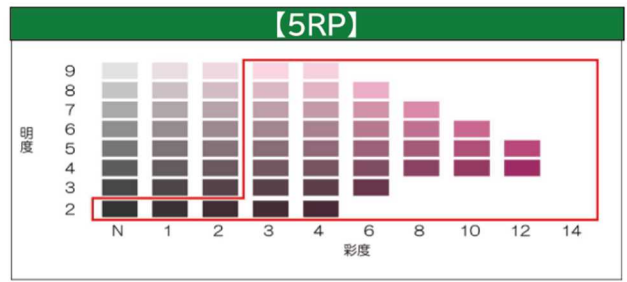
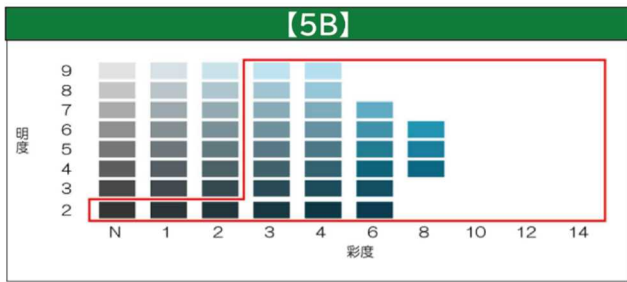




○代表的な色相別の制限基準(その2):新河岸川・柳瀬川景観形成ゾーン、荒川景観形成ゾーン

 使用できない範囲





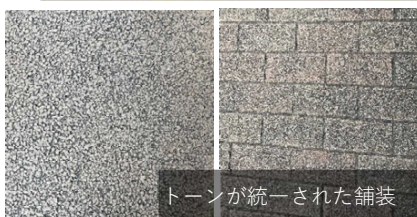
3 景観形成重点地区「本町通りエリア」における色彩の特性と推奨色

良好な景観を形成するうえで、最低限の色彩基準のルールを守ることはもちろんのこと、その地域に合わせた色彩を選択することが重要になります。景観形成重点地区である「本町通りエリア」について、色彩の考え方や景観になじみやすい色彩の例(推奨色)などを示していますので、色彩計画の参考にしてください。

①本エリアの現況の色彩景観の特徴

- ・本町通りエリアは、ほとんど平坦な地形をしているほか、歩道の幅と周りの建物の高さの関係から、建造物の外壁や歩道舗装がまちなみの印象に大きく影響しており、外壁の色彩や歩道舗装は、明るく暖かみのある落ち着いた色調が基本となっています。また、無電柱化が進む本エリアでは、電柱地中化による地上機器や車道舗装も柔らかく暖かみのある色彩が基調となっています。
- ・本町通りは志木駅から新河岸川に向かって延びており、新河岸川に向かうにつれ、国登録有形文化財や市指定文化財が多く分布することも影響し、新しい住宅や商店に加えて歴史や文化を感じさせる雰囲気が強くなります。
- ・本町通り沿いには街路樹が整備された区間があるほか、屋敷林のみどりや通り沿いの民地には生垣等があり、本町通り北側を流れる新河岸川沿いの豊かな緑を想像させる景観となっています。

[色彩景観の現況]



②本エリアの持つ歴史・文化的背景

- ・志木街道沿いの本町は昔、「引又」と呼ばれた地域で、ここには、奥州と甲州を結ぶ間道（奥州街道）の宿場（引又宿）が置かれたほか、新河岸川舟運の河岸（引又河岸）が開かれたことで、陸上交通と水上交通の要衝となり、毎月にぎやかな市が立ち、商業の中心地でした。また、江戸時代には、本町通りの道路中央に灌漑用用水のための「野火止用水」が開削され、のちに「いろは樋」がかけられたことで、新河岸川対岸の宗岡の田畑も潤すこととなり、多くの人が営みを紡いだ場所です。
- ・今でもこの地域には、人々が暮らし賑わった証として、「志木の田子山富士塚」や「上の水車跡」のほか、「朝日屋原薬局」、「旧西川家潜り門」など数多くの歴史的景観が残っており、現在の本町通りのまちなみに息づいています。

[代表的な歴史的景観]



③本エリアで目指す色彩景観の方向性

市のシンボルロードとして、 「志木」の人々のくらしの積み重ねを感じられる色彩景観の形成

本町通りエリアの色彩景観は、これまでの地域の人により作り上げられてきた景観として、既存の建造物の外壁の多くが明るく落ち着いた色調となっています。また、古くからの歴史の積み重ねを感じられる遺構が通りに点在し、それらと調和するように道路等の社会構造物が暖かな色相を基調として整備されています。このような社会的な色彩景観に加え、本町通りが新河岸川に向かって延びることを感じさせるように、通りの各所に自然的要素（生垣・街路樹・鉢植え等）が挿し込まれていることが特徴です。

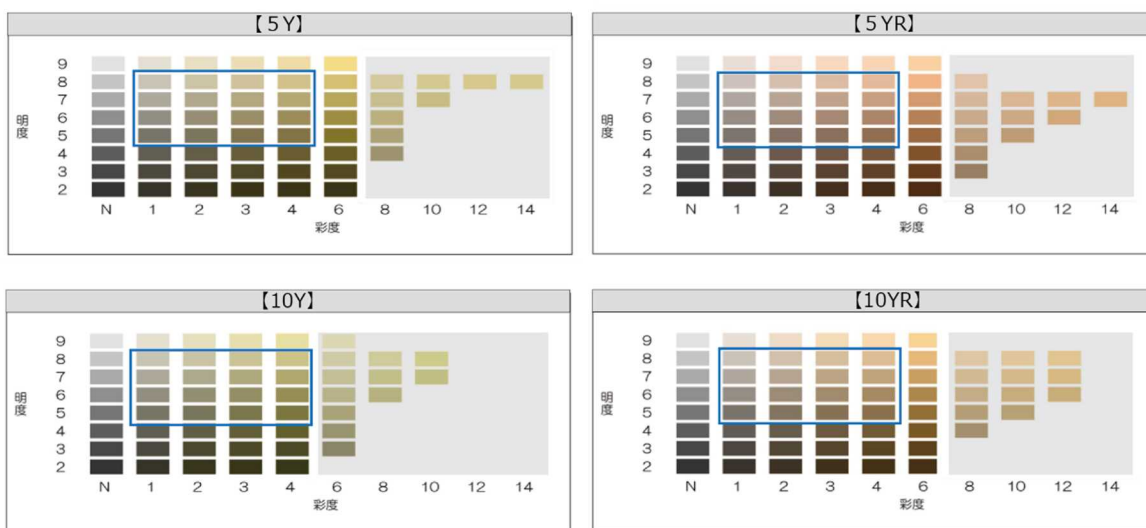
本エリアの景観が持つこれらの特徴と歴史的な背景をふまえ、通りを歩く人々が志木の人々のくらしの積み重ねを更に関心することができる景観を整えるため、現在のくらしを表象し、かつ、歴史的な景観で多く見られる、落ち着きや温かさが感じられる明るい色彩を推奨範囲とします。

④ 本エリアの推奨する色彩の範囲

[設定する推奨色彩の範囲]

色相	明度	彩度
0YR～7.5Y	5以上～8未満	1以上～4以下
7.5Y～10.0Y（7.5Yは含まない）	5以上～8未満	1以上～4以下

[推奨色彩の範囲の例（青い枠線の範囲）]



※灰色の網掛け: 使用できない色彩

[推奨色彩の例]

